（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び粕屋町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、粕屋町交付要綱第１０条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に粕屋町以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される粕屋町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。